

6月受け取り分から年金額が増加

知らなきや損する

厚生労働省から1月20日、令和5年度の年金額改定が公表されました。昨年はマイナス改定でしたが、4月からの年金額は、既裁定者が1.9%増、新規裁定者が2.2%増になります。4月5月分は6月が受取ですから、6月15日に振り込まれる年金額から増額です。

公的年金は基本的に、現役世代から年金世代への仕送り制度ですから、現役世代が納める年金保険料が、年金として支給されるわけです。毎年行われる年金額改定は、「本来の改定(物価や賃金)」と平成16年から導入された「マクロ経済スライド」の2段階で行われます。1段階目については、既裁定者(68歳以上)が「物価」、新規裁定者(67歳以下)が「賃金」にスライドし、年金世代の平均寿命の伸びと保険料を納める現役世代の減少といった社会情勢を反映させるため、2段階目の「マクロ経済スライド」で調整し改正します。

物価は、前年の物価変動率。賃金は、令和2年～4年の過去3年度分の名目手取り賃金に物価変動率と可処分所得割合変化率を計算し、平均した「名目手取り賃金変動率」になります。3年度前の指標が用いられることから、その年度中に到達する年齢が67歳以下の年金受給者を「新規裁定者」、68歳以上を「既裁定者」として取り扱います。

令和5年度は、「物価変動率+2.5%」、2～4年度の(直近3年間の平均)の実質賃金変動率+0.3%に物価変動率+2.5%、可処分所得割合変化率0.0%を計算した「名目手取り賃金変動率+2.8%」、令和5年度マクロ経済スライドによるスライド調整率は-0.3%です。

年金改定では、名目手取り賃金変動率が

令和5年度の年金額改定の指標

●物価変動率	2.5%
●名目手取り賃金変動率	2.8%
●令和5年度マクロ経済スライドによるスライド調整率	▲0.3%
(令和3年度▲0.1%と令和4年度▲0.2%繰り越し分)	▲0.3%
●令和6年以降に繰り越されるスライド未調整率	なし

物価変動率を上回る場合は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率で、既裁定者は物価変動率を用いることが法律で決まっています。さらに、令和5年度マクロ経済スライドによるスライド調整率-0.3%に令和3年度の-0.1%と令和4年度の-0.2%の繰り越されたマクロ経済スライド未調整分の調整が行われるので、今年度は0.6%分をそれぞれから差し引き、既裁定者が1.9%増、新規裁定者が2.2%増となります。しかし、物価は前年2.5%増ということなので、物価上昇に比べると年金額は実質増えてはいないこととなります。

このように年金改定のルールは複雑で、65歳になると年金額から介護保険料を差し引くルールもあります。また、所得税・住民税・健康保険料なども差し引かれる場合があります。公的年金は、退職後のマネープランに大きく関わる制度ですから、関心を持っていきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライフ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン